

所得税及び町県民税の各種控除額表

税別		所得税		町県民税		
項目						
専従者控除 (年間6ヶ月超従事者)		白色申告の場合次のうち①②のいずれか少ない金額				
		①ア. 配偶者である事業専従者：86万円、イ. その他の事業専従者：50万円				
		②所得金額÷(専従者の数+1)				
雑損控除 ※		次の①②のいずれか多い金額				
		①損失額－補てん金－総所得金額の10%				
		②災害関連支出の金額－5万円				
医療費控除 ※ ・「医療費控除の明細書」が必要 ・セルフメディケーション税制対応の場合は上記書類に併せて「一定の取組」の書類が必要		次の①②両方に該当するときは、いずれかを選択				
		①医療費控除（最高200万円）				
		医療費－補てん金－10万円*（*総所得金額が200万円未満の場合はその5%）				
		②医療費控除の特例（最高8万8千円） 医薬品等（セルフメディケーション税制対象商品のみ）購入費－補てん金－1万2千円				
社会保険料控除		社会保険料、国民健康保険税、国民年金保険料等などの支払額 ※				
小規模企業共済等掛金控除 ※		小規模企業共済、確定拠出個人型年金、心身障害者扶養共済などの掛金				
生命保険料 ※	【旧制度】 ①一般生命保険料、 ②個人年金保険料に区分しそれぞれにつき計算	支払額	～25,000円	支払額	～15,000円	
		控除額	支払額全額	控除額	支払額全額	
		支払額	25,001円～50,000円	支払額	15,001円～40,000円	
		控除額	支払額×1/2+12,500円	控除額	支払額×1/2+7,500円	
		支払額	50,001円～100,000円	支払額	40,001円～70,000円	
		控除額	支払額×1/4+25,000円	控除額	支払額×1/4+17,500円	
		支払額	100,001円～	支払額	70,001円～	
	控除額	50,000円	控除額	35,000円		
			各保険料控除合計適用限度額（①+②）			
			100,000円		70,000円	
	【新制度】 (平成24年1月1日以降契約) ①一般生命保険料、 ②介護医療保険料、 ③個人年金保険料に区分しそれぞれにつき計算	支払額	～20,000円	支払額	～12,000円	
		控除額	支払額全額	控除額	支払額全額	
		支払額	20,001～40,000円	支払額	12,001円～32,000円	
		控除額	支払額×1/2+10,000円	控除額	支払額×1/2+6,000円	
支払額		40,001円～80,000円	支払額	32,001円～56,000円		
控除額		支払額×1/4+20,000円	控除額	支払額×1/4+14,000円		
支払額		80,001円～	支払額	56,001円～		
控除額	40,000円	控除額	28,000円			
		各保険料控除合計適用限度額（①+②+③）				
		120,000円		70,000円		
地震保険料控除 ※	① 地震保険料	支払額（限度額50,000円）		支払額×1/2（限度額25,000円）		
	② 旧長期損害保険契約	支払額	～10,000円	支払額	～5,000円	
		控除額	支払額全額	控除額	支払額全額	
		支払額	10,001円～20,000円	支払額	5,001円～15,000円	
		控除額	支払額×1/2+5,000円	控除額	支払額×1/2+2,500円	
		支払額	20,001円～	支払額	15,001円～	
		控除額	15,000円	控除額	10,000円	
①②両方ある場合	それぞれの控除額の合計額					
	控除限度額50,000円		控除限度額25,000円			
ひとつの契約で①②両方に該当するときは、どちらか一方の選択						
寄付金控除 ※		(特定寄付金の額または所得額の40%のいずれか少ない額)－2,000円 一部の寄付金については、税額控除が適用されます。詳しくは申告時にお尋ねください。町県民税については税額控除となります。				

	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額					
			900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
	【参考】 給与収入に 換算した金額	1,095万円以下	1,095万円超 1,145万円以下		1,145万円超 1,195万円以下		1,195万円超 1,245万円以下	
			所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
配偶者控除	48万円以下	103万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
	老人 <sup>※1</sup> 控除 対象配偶者		48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	103万円超 150万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
	95万円超 100万円以下	150万円超 155万円以下	36万円		24万円		12万円	
	100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	160万円超 166.8万円未満	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
	110万円超 115万円以下	166.8万円以上 175.2万円未満	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
	115万円超 120万円以下	175.2万円以上 183.2万円未満	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
	120万円超 125万円以下	183.2万円以上 190.4万円未満	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
	125万円超 130万円以下	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
	130万円超 133万円以下	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円

(その他控除額表)

項目	税別	所得税	町県民税
		ア. 基礎控除	
	合計所得金額が 2,400万円以下	480,000円	430,000円
	〃 2,400万円以上 2,450万円以下	320,000円	290,000円
	〃 2,450万円以上 2,500万円以下	160,000円	150,000円
	〃 2,500万円以上	適用無し	適用無し
イ. 扶養親族			
	一般の扶養親族	380,000円	330,000円
	特定扶養親族 <sup>※2</sup>	630,000円	450,000円
	老人扶養親族		
	同居老親等以外の者	480,000円	380,000円
	同居老親等	580,000円	450,000円
ウ. 障害者控除			
	一般の障がい者	270,000円	260,000円
	特別障がい者	400,000円	300,000円
	同居特別障がい者	750,000円	530,000円
エ. ひとり親控除	ひとり親控除	350,000円	300,000円
寡婦控除	寡婦控除	270,000円	260,000円
オ. 勤労学生控除		270,000円	260,000円

※1 (老人) : 70歳以上の人 (昭和29年1月1日以前に生まれた人)

※2 (特定扶養親族) : 扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人